

### 1. キャンパスライフ委員会の活動はどのようなものなのか

東京学芸大学は、すべての学生と教職員が互いに人権を尊重し合い、何事にも公正を期し、心身ともに安全で快適なキャンパスライフを送ることができる環境づくりを目指しています。キャンパスライフ委員会は、そのような環境づくりのために、人権侵害の問題等、大学生活のさまざまな場面において快適な生活の障害となる諸問題について、その予防・改善を図るための諸活動を行っています。

委員会は、教員10名と事務系職員2名の委員から構成されており（別掲1）、月1回の定例委員会を開催しています。委員会の下には、13名の教職員からなるキャンパスライフ相談員（別掲2）を置いて、人権侵害等に関連した申し立てや相談に応じる個別の窓口としています。また、心理的支援のための専門委員4名を置いて、人権侵害等に関連した申し立てに関する心理的な支援も行っています。

平成17年度は、定例・臨時の委員会をあわせて12回、相談員・専門委員連絡会を2回開催したほか、人権侵害に関する広報・啓発活動、相談案件への対応、学外研究会への参加などをおこないました。

委員会規程によって年間の活動を全学の皆さんに報告することになっていますので、以下に具体的な活動内容についてお知らせします。

### 2. 人権が尊重される快適なキャンパスライフづくりのための広報・啓発活動

#### (1) 大学ホームページ上での発信

すでに大学ホームページ上で「キャンパスライフ ガイドライン」および相談窓口等についての情報を発信していますが、平成17年度はさらにアクセスが容易になるように見直しを行い、リンク先や内容について改善を図りました。

#### (2) 『キャンパス通信』での発信

年3回発行される学内広報誌『キャンパス通信』に、毎回「キャンパスライフ委員会のコーナー」を設け、全学にむけて発信しています。平成17年度は、キャンパスライフ委員、相談員からのメッセージとともに、学生、保護者に依頼した原稿を掲載することにより、さまざまな立場からの意見を述べてもらうことにより、人権侵害に関する学内の意識向上を図りました。

#### (3) 学生への広報活動

4月の新入生オリエンテーション時ならびに10月期入学留学生オリエンテーション時に、人権問題に関する大学の姿勢やキャンパスライフ委員会の活動を紹介し、相談員の所属・氏名と連絡方法を示したリーフレット「相談できます」を配布するとともに、ホームページ上の「キャンパスライフ ガイドライン」の活用を奨めました。

#### (4) 学生への啓発活動

「キャリア発達支援セミナー」、「サークルリーダー研修会」において、人権侵害に関わる具体的な事例を紹介することによって、互いに人権を尊重し合う環境づくりについて考える機会を提供しました。

#### (5) 教職員への啓発活動1

「平成17年度新規採用教職員研修会」において、人権の問題に関する大学の姿勢、キャンパスライフ委員会の活動を紹介し、人権が尊重される快適なキャンパスライフづくりについて研修をおこないました。

#### (6) 教職員への啓発活動2

全教職員を対象としたセクシュアル・ハラスメント防止に関する研修に講師を2名派遣し、外部講師の紹介も行いました。

#### (7) 学系教授会での情報提供

各学系教授会において、相談員が受けた相談事例の紹介や、委員会で審議を行った案件について申し立て人や被申し立て人が判明しない範囲での経過報告および結果報告を随時行い、キャンパス・ハラスメントの予防や環境の改善について広く意見を募るとともに、理解と協力を求めました。

#### (8) 発生子防のための措置

サークル内で飲酒強要等の人権侵害行為が行われることのないよう、委員会担当理事である副学長からサークル顧問教員に対し文書にて注意喚起を行いました。

### 3. 外国語による相談体制の整備

増加する外国人留学生への対応として、平成16年度において英語および中国語での相談を受けることが可能な相談員をそれぞれ1名ずつ配置しましたが、平成17年度では新たに韓国語で相談を受けることが可能な相談員1名配置し、相談体制の充実を図りました。

#### 4. 「キャンパスライフ ガイドライン」の見直しと改定

制定から3年を経た「キャンパスライフ ガイドライン」の見直しを行い、必要な改定を行いました。主な変更点は3点です。1点目は、組織変更にもなう組織名等の修正です。2点目は、修学関係の相談案件が多くなってきていることへの対応です。これまでのセクシュアル・ハラスメントに関する記述に加えて、アカデミック・ハラスメントの定義および具体的な事例を記載することによって、予防を図りました。3点目として、相談者や被害を受けた人の自己決定権がいつそう尊重されるよう、審議過程において適切な情報提供を受ける権利があることを明記しました。

#### 5. 相談案件への対応

平成17年度に相談員ならびに委員会委員に寄せられた相談は13件ありました。セクシュアル・ハラスメントに関するもの4件、修学上の問題に関するもの7件、その他のハラスメントに関するもの1件です。

委員会では、上記のうち2件のセクシュアル・ハラスメントに関する案件について、調査委員会を設置して、事実関係の調査を行いました。

1件目は、教員が複数の学生に対してセクシュアル・ハラスメント行為を行っているという相談です。委員会は調査委員会の報告を受けて審議した結果、総合的に判断して、当該教員にいくつかのセクシュアル・ハラスメントと疑われる問題行為があったと考えるが、最終的な事実確認が困難であることから、所属学系の長から厳重に注意をしていただき、今後の予防とすることが妥当と判断しました。

2件目は、2名の学生が本学学生からセクシュアル・ハラスメント行為を受けたとする他大学からの訴えです。委員会は、調査委員会の調査報告を受け、審議した結果、相談者と本学学生の申立て内容に食い違いが残り、最終的にすべての事実関係を明らかにすることはできなかったものの、相談者の人権が著しく侵害されたことは明らかであると判断し、大学として当該学生に対し然るべき処分を行なう必要がある、という提言を学長に行いました。その後、学生委員会による調査および審議を経て、学長から当該学生に対し厳重注意がなされました。

その他、調査委員会の設置にいたらなかった案件では、教員の対応の仕方や言動に対する学生からの相談が複数件寄せられました。委員会では、今後の予防として、「キャンパスライフ ガイドライン」を改定して、アカデミック・ハラスメントの事項を加えるとともに、学系教授会において全教員への注意喚起を行いました。なお、個々の案件については、可能な範囲で事実関係を明らかにし、相談者の意向を尊重しつつ、最善と思われる対応をすることで、解決を図りました。具体的には、相談者へのアドバイス、所属学系長からの当該教員に対する注意喚起、委員会判断による相談者への回答、当該事項に関わる委員会への提言等を行いました。

---

#### <別掲1>

##### 平成17年度キャンパスライフ委員会

渡邊 健治 (副学長 (教育等担当)) [6月30日まで]  
出口 利定 (総合教育科学系長)  
小笠原 恵 (総合教育科学系特別支援科学講座)  
谷部 弘子 (留学生センター)  
野田 哲雄 (人文社会科学系外国語・外国文化研究講座)  
栗田 伸子 (人文社会科学系人文科学講座)  
植松 晴子 (自然科学系基礎自然科学講座)  
中里 真之 (自然科学系技術・情報科学講座)  
横山 和彦 (芸術・スポーツ科学系音楽・演劇講座)  
白須 尋子 (芸術・スポーツ科学系健康・スポーツ科学講座)  
大西 建 (保健管理センター)  
神田外喜雄 (総務部長)  
太田 恵雄 (学務部長)

#### <別掲2>

##### 平成17年度キャンパスライフ相談員

大河原美以 (総合教育科学系教育心理学講座)  
田村 毅 (総合教育科学系生活科学講座)  
佐藤 正光 (人文社会科学系日本語・日本文学研究講座)  
若林 恵 (人文社会科学系外国語・外国文化研究講座)  
劉 徳強 (人文社会科学系社会科学講座)  
植松 晴子 (自然科学系基礎自然科学講座)  
中里 真之 (自然科学系技術・情報科学講座)  
久保田慶一 (芸術・スポーツ科学系音楽・演劇講座)  
白須 尋子 (芸術・スポーツ科学系健康・スポーツ科学講座)  
川西 結子 (留学生センター)  
八木澤弘子 (経理部契約課)  
石森 徳子 (学務部学生サービス課)  
李 修京 (人文社会科学系外国語・外国文化研究講座)